

幕別町子ども・子育て支援事業計画(案)

＜幕別町次世代育成支援行動計画案＞

～すべての町民が支えあい 子どもの豊かな心と生きる力を育むまち～



北海道 幕別町

目 次

第 1 部 総論

第 1 章	計画の策定にあたって	
第 1 節	計画策定の趣旨	4
	計画策定の背景と目的／計画の期間／計画の対象	
第 2 節	計画の位置付け	5
	計画の位置づけと法の根拠	
第 3 節	計画の策定の推進体制	5
	幕別町次世代育成支援対策地域協議会での審議の実施 ／子育て世帯へのニーズ調査／パブリックコメント	
第 2 章	幕別町の現状	
第 1 節	少子化の動向	7
	人口の推移／出生の動向／婚姻及び離婚の動向	
第 2 節	家庭や地域の状況	8
	世帯の動向／世帯構成／未婚・有配偶別労働力率	
第 3 節	教育・保育施設の状況	9
	幼稚園の定員と入園児童数の推移／認可保育所（園）の 定員と入所児童数の推移／認可外保育所の利用状況	
第 4 節	地域子育て支援事業の状況	10
	子育て支援センターの利用状況／一時保育事業の利用状 況／預かり保育（幼稚園）の状況／病後児保育の利用状 況／学童保育所の入所児童数の推移／乳児家庭全戸訪問 事業の利用状況／養育支援訪問事業の状況／妊婦健診の 利用状況	
第 5 節	人口の推計	13
	推計児童人口（全体）	

第 2 部 計画

第 1 章	計画の基本的な考え方	
第 1 節	計画の基本理念	14
第 2 節	計画の基本目標	14

第2章	計画の内容		
第1節	教育・保育提供区域の設定		16
第2節	基本目標1「幼児期の学校教育・保育の推進等」		16
	量の見込みと確保の内容／幼児期の学校教育・保育の一体的提供／幼児期の学校教育・保育の充実		
第3節	基本目標2「地域における子ども・子育て事業の推進」		20
	子育て支援事業の量の見込みと確保対策／子育て支援のネットワークづくり／児童の健全育成		
第4節	基本目標3「親子の健康の確保と育成支援」		27
	妊娠・出産期からの切れ目のない支援／子どもや母親の健康の確保／食育の推進／思春期保健対策の充実／小児保健医療の充実／次代の親の育成		
第5節	基本目標4「支援を必要とする子どもへの取組みの推進」		30
	児童虐待防止対策の充実／母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進／障がい児施策の充実等／障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見ならびに治療の推進／発達障がいのある子どもへの、一人一人の希望に応じた適切な教育上必要な支援		
第6節	基本目標5「職業生活と家庭生活との両立の推進」		33
	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し／仕事と子育ての両立のための基盤整備		

資料編

資料1	幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例		35
資料2	幕別町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿		36
資料3	幕別町子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール		37

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

近年、我が国では、急速な少子化の進行や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、子どもの育ちや子育てをめぐる環境が変化しています。

このことから、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、子どもの健やかな育ちと子育てを支えていくことが、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つとなっています。

このような状況等を踏まえ、子育て家庭に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。

子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組みとなる、「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実などを目指すこととなります。

また、子ども・子育て関連3法の一つ「子ども・子育て支援法」で市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定していくことを義務づけられました。

幕別町においては、子ども・子育て支援は、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、「幕別町次世代育成支援行動計画」及び「幕別町子どもの権利に関する条例」を踏まえながら、国の考え方に即した、「幕別町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の期間

子ども・子育て支援法では、市町村が定める計画の期間を、5年を1期とすることとされていることから、平成27年から平成31年までを「幕別町子ども・子育て支援事業計画」の期間とします。

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
幕別町次世代育成行動計画（後期計画）									
					幕別町子ども・子育て支援事業計画				

3 計画の対象

幕別町に住所のある「子ども」及び「保護者」を対象とします。

- ・「子ども」とは

子ども・子育て支援法において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を言います。

- ・「保護者」とは

子ども・子育て支援法において、親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者を言います。

第2節 計画の位置付け

1 計画の位置づけと法の根拠

幕別町では、次世代育成支援対策推進法に基づく「幕別町次世代育成支援対策地域行動計画」の後継計画と位置付けるとともに、「第5期幕別町総合計画」を上位計画として、「幕別町地域福祉計画」や「幕別町障がい者福祉計画」、「まくべつ健康21」、「生涯学習中期計画」等の個別計画との整合性を図ります。

第3節 計画の策定の推進体制

1 幕別町次世代育成支援対策地域協議会での審議の実施

子ども・子育て支援法では、市町村は、子ども・子育て支援事業計画を定めるにあたり、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされています。

幕別町では、次世代育成支援行動計画を定めるにあたり設置した次世代育成支援対策地域協議会を活用し審議を行っています。

なお、子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールは、36ページの資料編に掲載しています。

2 子育て世帯へのニーズ調査

(1) 調査目的

子ども・子育て支援法には、子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって市町村が行うべきことを①から③のとおり規定しています。このことから、子育て家庭の教育・保育施設や子育て支援事業の利用状況及び利用希望等を把握することを目的に、就学前児童と小学校3年生の保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

① 子ども・子育て支援事業計画には、「量の見込み」と「確保の内容」・「実施時期」を記載し、「量の見込み」は、保育所や幼稚園、子育て支援事業等の現在の利用状況及び今後の利用希望を踏まえて設定する。

② 子ども・子育て支援事業計画は、子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向などを勘案して作成する。

③ 子ども・子育て支援事業計画は、子ども及びその保護者の置かれている環境、その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して作成するように努める。

(2) 調査概要

調査は、平成25年11月30日現在、住民基本台帳にある未就学児童全員及び小学校3年生の児童全員を対象に、郵送及び町立認可保育所を通じ対象児童の家庭に配布しました。

調査結果の詳細は、別冊「子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査集計表」に掲載しています。

対象区分	対象世帯	調査期間	回収世帯数	回収率
就学前児童	未就学児童のいる 世帯1,077世帯 (H25.11.30現在)	平成26年1月8日 から 平成26年1月29日	686世帯	63.7%
小学校3年生	小学校3年生のいる 世帯231世帯 (H25.11.30現在)	平成26年1月20日 から 平成26年1月29日	195世帯	84.4%

3 パブリックコメント

※11月に実施の本計画に係わる意見の応募状況等を記載。

第2章 幕別町の現状

第1節 少子化の動向

1 人口の推移

幕別町の人口は、平成17年ころまでは増加傾向にありましたが、近年は横ばい傾向にあります。

年齢階層別に見ると、15歳未満の人口が減少の一途をたどっている反面、65歳以上の人口は増加し、平成22年には4人に1人が65歳以上と少子高齢化が進んでいます。

(各年10月1日現在)

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
15歳未満	男	2,455人	2,152人	2,158人	2,085人	1,894人
	女	2,263人	2,053人	2,042人	2,001人	1,837人
	計	4,718人	4,205人	4,200人	4,086人	3,731人
	割合	20.2%	17.4%	16.1%	15.2%	14.1%
15～64歳	男	7,448人	7,781人	8,133人	8,049人	7,643人
	女	8,004人	8,268人	8,772人	8,664人	8,302人
	計	15,452人	16,049人	16,905人	16,713人	15,945人
	割合	66.0%	66.2%	64.8%	62.2%	60.1%
65歳以上	男	1,406人	1,733人	2,185人	2,641人	3,011人
	女	1,802人	2,253人	2,767人	3,428人	3,856人
	計	3,208人	3,986人	4,952人	6,069人	6,867人
	割合	13.7%	16.4%	19.0%	22.6%	25.9%
不 詳		30人		23人		4人
総 数		23,408人	24,240人	26,080人	26,868人	26,547人

資料：国勢調査

※小数点以下の処理により、世帯別の構成比の和が100%にならない場合があります。

2 出生の動向

幕別町の出生数は、平成22年から23年にかけて増加傾向にありましたが、平成24年から再び減少しています。

区 分			平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
出生数	幕別町	出生数	189人	174人	193人	213人	185人
		前年比	▲3人	▲15人	19人	20人	▲28人
	北海道	出生数	41,074人	40,165人	40,158人	39,292人	38,686人
		前年比	▲476人	▲909人	▲7人	▲866人	▲606人

資料：人口動態統計

3 婚姻及び離婚の動向

幕別町の婚姻数、離婚数ともに年ごとに増減の変動がみられますが、どちらもおおむね横ばいから減少傾向にあります。

区 分			平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
婚姻数	幕別町	婚姻数	116件	102件	120件	108件	96件
		前年比	7 件	▲14件	18件	▲12件	▲12件
離婚数		離婚数	70件	61件	55件	45件	67件
		前年比	22件	▲ 9 件	▲ 6 件	▲10件	22件
婚姻数	北海道	婚姻数	29, 115件	28, 271件	28, 389件	26, 518件	26, 538件
		前年比	290件	▲844件	118件	▲1, 871件	20件
離婚数		離婚数	12, 677件	12, 294件	12, 596件	11, 847件	11, 593件
		前年比	▲279件	▲383件	302件	▲749件	▲254件

資料：人口動態統計

第2節 家庭や地域の状況

1 世帯の動向

幕別町は、世帯数が増加傾向にある反面、一世帯当たりの人員は減少しています。

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯数	7,259世帯	8,146世帯	9,342世帯	10,126世帯	10,359世帯
一世帯当たり人	3.2人	3.0人	2.8人	2.7人	2.6人

資料：国勢調査

2 世帯構成

幕別町の世帯構成は、三世代世帯の割合が低下し、単身世帯を含むその他の世帯の割合が増加しています。

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
核家族世帯 (構成比)	5,035世帯 (69.4%)	5,558世帯 (68.2%)	6,358世帯 (68.1%)	6,883世帯 (68.0%)	6,918世帯 (66.8%)
三世代世帯 (構成比)	971世帯 (13.4%)	886世帯 (10.9%)	891世帯 (9.5%)	748世帯 (7.4%)	678世帯 (6.5%)
その他の世帯 (構成比)	1,253世帯 (17.3%)	1,702世帯 (20.9%)	2,093世帯 (22.4%)	2,495世帯 (24.6%)	2,763世帯 (26.7%)
合計	7,259世帯	8,146世帯	9,342世帯	10,126世帯	10,359世帯

資料：国勢調査

※核家族世帯：夫婦のみ、夫婦と未婚の子のみ、ひとり親と未婚の子のみの世帯

三世代世帯：親、子、孫で構成されている世帯

その他の世帯：核家族世帯、三世代世帯以外の世帯（主として単身世帯）

※小数点以下の処理により、世帯別の構成比の和が100%にならない場合があります。

3 未婚・有配偶別労働力率

幕別町の労働力率は、未婚・有配偶を問わず、北海道の割合と比べ、ほとんどの年代で高い割合となっています。

労働力率は、未婚では30歳代、有配偶は40歳代が最も高くなっています。

区分	15～20歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
未婚	17.9% (15.7%)	91.9% (76.0%)	94.0% (85.0%)	90.8% (81.3%)	80.2% (74.4%)	25.4% (28.0%)
有配偶	40.0% (39.4%)	73.0% (67.5%)	78.7% (73.7%)	86.7% (81.1%)	83.3% (78.5%)	37.0% (33.4%)

資料：平成22年国勢調査

※カッコ内は、北海道の労働力率（平成22年国勢調査）

第3節 教育・保育施設の状況

1 幼稚園の定員と入園児童数の推移

幕別町には、幕別市街地区に町立のわかば幼稚園、札幌市街地区に私立の幕別幼稚園があります。

入園児童数はともに横ばい傾向にありましたが、幕別幼稚園では平成25年に172人と前年に比べ18人増加しています。

区 分	定員	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
幕別町立 わかば幼稚園	130人	48人	44人	30人	34人	34人
学校法人十勝竜谷学園 幕別幼稚園	210人	152人	150人	147人	154人	172人
合計	340人	200人	194人	177人	188人	206人
※幕別町外の幼稚園 に通う児童の数	—	57人	64人	73人	63人	70人

※入園児童数は各年5月1日現在

2 認可保育所（園）の定員と入所児童数の推移

幕別町には、認可保育所（園）が幕別市街地区に1か所、札幌市街地区に4か所あります。

各保育所（園）の入所児童数は、横ばいあるいは増加傾向にあります。

区 分	定員	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
幕別中央保育所	90人	71人	67人	75人	76人	68人
札幌南保育園	120人	88人	82人	78人	85人	84人
札幌青葉保育所	90人	78人	75人	86人	89人	101人
札幌北保育所	90人	68人	79人	70人	72人	74人
札幌さかえ保育所	120人	107人	111人	105人	114人	117人
合計	510人	412人	414人	414人	436人	444人

※ 入所児童数は各年4月1日現在

※ 札幌南保育園は、民営化に伴い平成25年10月から、名称を札幌南保育所から札幌南保育園に変更。

3 認可外保育所の利用状況

幕別町には、認可外保育所が幕別と札内地区に合せて7か所（へき地保育所5か所、私立一般1か所、事業所内保育所1か所）、忠類市街地区に1か所（へき地保育所）の計8か所あります。

区 分	定員	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
糠内保育所	30人	14人	15人	14人	15人	17人
駒島保育所	30人	7人	7人	7人	12人	12人
明倫保育所	30人	9人	7人	7人	6人	2人
途別保育所	30人	10人	8人	10人	13人	12人
古舞保育所	30人	14人	15人	17人	16人	14人
忠類保育所	70人	57人	54人	49人	51人	43人
のびのび保育所	10人	6人	4人	3人	5人	7人
十勝の杜病院 ひまわり保育園	10人	5人	6人	9人	8人	10人
合計	240人	122人	116人	116人	126人	117人

※ 入所児童数は各年4月1日現在

第4節 地域子育て支援事業の状況

1 子育て支援センターの利用状況

幕別町では、子育て支援センターを札内市街地区に1か所、忠類市街地区に1か所設置しています。

育児に関する相談や保護者同士の交流の場を提供するなどの子育て支援事業を行っており、利用状況はどちらも横ばい傾向にあります。

○幕別子育て支援センター

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
年間開設日数	299日	301日	301日	299日	300日
延べ利用人数	8,381人	7,448人	6,981人	7,893人	7,235人
一日平均	28.0人	24.7人	23.2人	26.4人	24.1人

○忠類子育て支援センター

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
年間開設日数	293日	294日	296日	293日	296日
延べ利用人数	245人	180人	167人	195人	143人
一日平均	0.8人	0.6人	0.6人	0.7人	0.5人

2 一時保育事業の利用状況

子育て支援センターでは、保護者の病院への通院やリフレッシュ等のため、認可保育所に通所していない乳幼児を一時的に預かる一時保育事業を行っていますが、利用状況は平成23年をピークに減少傾向にあります。

○幕別子育て支援センター

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
年間開設日数	299日	301日	301日	299日	300日
延べ利用人数	861人	1,578人	1,689人	1,066人	1,153人
一日平均	2.9人	5.2人	5.6人	3.6人	3.8人

○忠類子育て支援センター

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
年間開設日数	293日	294日	296日	293日	296日
延べ利用人数	99人	23人	110人	48人	86人
一日平均	0.3人	0.1人	0.4人	0.2人	0.3人

3 預かり保育（幼稚園）の状況

どちらの幼稚園も在園児を対象とした預かり保育を実施しています。

区 分		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
年間開設日数	幕別町立わかば幼稚園	27日	52日	36日	51日	86日
	学校法人十勝竜谷学園 幕別幼稚園	220日	208日	218日	213日	216日
延べ利用人数	幕別町立わかば幼稚園	65人	107人	96人	113人	201人
	学校法人十勝竜谷学園 幕別幼稚園	1,688人	2,021人	2,975人	3,705人	2,812人
一日平均	幕別町立わかば幼稚園	2.4人	2.1人	2.7人	2.2人	2.3人
	学校法人十勝竜谷学園 幕別幼稚園	7.7人	9.7人	13.6人	17.4人	13.0人

4 病後児保育の利用状況

病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭での保育を行うことが困難な認可保育所の入所児童を対象に、札内青葉保育所で事業を実施しています。

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
年間開設日数	—	95日	189日	95日	124日
延べ利用人数	—	43人	56人	34人	26人
一日平均	—	0.5人	0.3人	0.4人	0.2人

5 学童保育所の入所児童数の推移

学童保育所は、幕別市街地区に1か所、札幌市街地区に4か所、忠類市街地区に1か所の計6か所設置しています。各学童保育所の入所児童数は、横ばいあるいは減少傾向にあります。

区 分	定員 ※()は H21～H22	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
はぐるま学童保育所	50人 (50人)	32人	27人	26人	28人	31人
あすなろ学童保育所	40人 (40人)	47人	43人	38人	51人	49人
やまびこ学童保育所	40人 (40人)	78人	61人	51人	42人	40人
つくし学童保育所 ※第2学童保育所含む	90人 (40人)	102人	117人	124人	121人	93人
ちゅうるい学童保育所	25人 (25人)	23人	26人	34人	19人	23人
合 計	245人 (195人)	282人	274人	273人	261人	236人

6 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、妊産婦や乳幼児の健康状態を確認するとともに、育児不安を軽減し、健全に家庭生活を送ることができるよう、必要な保健指導等を実施しています。

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
訪問件数	188人	186人	193人	182人	185人

7 養育支援訪問事業の状況

乳児家庭全戸訪問事業等で把握した経過観察等が必要な家庭に対し、適正な時期の保健指導等を実施しています。

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
訪問件数	73人	66人	56人	62人	50人

8 妊婦健診の利用状況

妊婦一般健康診査受診票を14回分、超音波検査受診票1回分発行している他に、町独自で妊婦健診料の一部助成も実施しています。

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
健診回数	15回	15回	15回	15回	15回
人数	2,389人	2,618人	2,855人	2,197人	2,353人

第5節 人口の推計

1 推計児童人口（全体）

平成7年～平成22年の国勢調査の人口から、コーホート変化率法により算出しています。人口は、計画期間中、年々減少する推計となっています。

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	141	135	133	131	127
1歳	154	149	146	144	141
2歳	172	165	162	159	155
3歳	172	166	162	160	156
4歳	181	175	171	168	164
5歳	183	175	168	162	154
6歳	218	210	201	193	184
7歳	217	208	199	191	182
8歳	217	207	198	190	182
9歳	214	203	194	186	178
10歳	254	248	238	228	217
11歳	285	274	263	253	241
合 計	2,408	2,315	2,235	2,165	2,081

第2部 計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

少子化や核家族化の進展、共働き世帯の増加など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、近年大きく変化しており、改めて、地域の人と人とのふれあいを大切にすることが求められています。

このため、本町の次代を担う子どもたちが家族の豊かな愛情のもとで健やかに育ち、本町の子を持つ親や次代の親となる人たちが子育てに関する様々な不安や負担を軽減できる環境づくりや、子育て・親育てに地域の住民が積極的に協力し支えあう地域社会を築くことを目的に、「幕別町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を次のように定めます。

すべての町民が支えあい 子どもの豊かな心と生きる力を育むまち

第2節 計画の基本目標

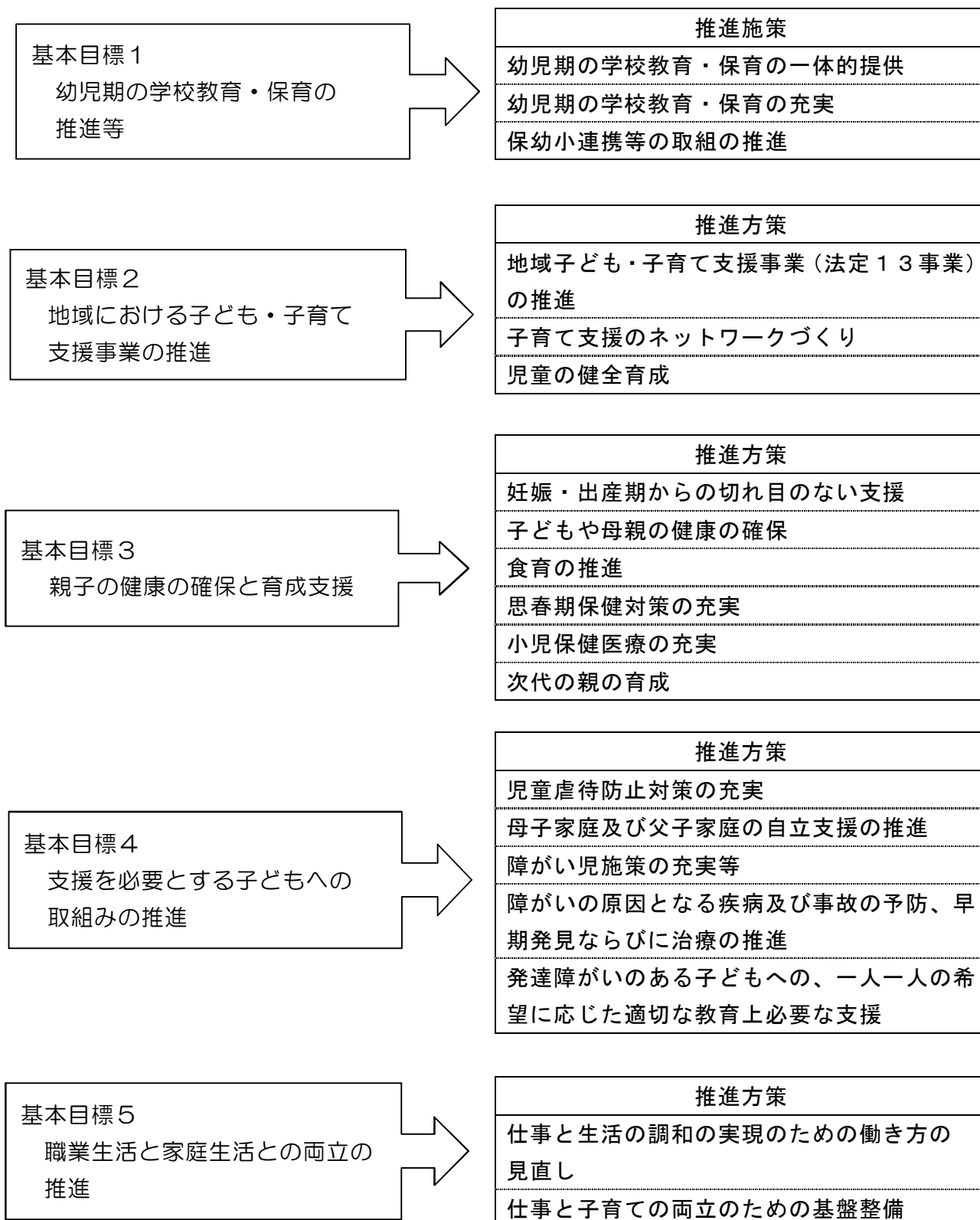
子ども・子育て支援法第60条第1項に基づき内閣総理大臣が定めた基本指針に基づき、本計画の基本理念を実現するため、次の5つを基本目標とします。

1 基本目標

- | | |
|-------|----------------------|
| 基本目標1 | 幼児期の学校教育・保育の推進等 |
| 基本目標2 | 地域における子ども・子育て支援事業の推進 |
| 基本目標3 | 親子の健康の確保と育成支援 |
| 基本目標4 | 支援を必要とする子どもへの取組みの推進 |
| 基本目標5 | 職業生活と家庭生活との両立の推進 |

2 推進する施策

幕別町では、5つの目標の達成に向け、次の施策を推進します。



第2章 計画の内容

第1節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育事業」「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、その区域ごとに、平成27年度～31年度まで、5年間の利用ニーズ（＝「量の見込み」）、町として提供する「確保の内容」、またその「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などの条件を総合的に勘案するとともに、地域の実状に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる区域を定めることとなっています。

本町においては、上記の条件を鑑み、教育・保育提供区域を次の3区域に設定します。

- 幕別区域
- 札内区域
- 忠類区域

第2節 基本目標1「幼児期の学校教育・保育の推進等」

1 量の見込みと確保の内容

【幕別区域】

町立幼稚園を1か所、町立認可保育所を1か所、農村区域の認可外保育所を2か所設置しています。幼稚園と認可保育所については、平成31年に、町立の幼保連携型認定こども園に移行します。

区 分		平成27年度				平成28年度				平成29年度			
		1号	2号	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	1号	2号	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	1号	2号	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)
①量の見込み (必要利用定員総数)		18人	53人	15人	6人	17人	51人	15人	6人	16人	49人	15人	5人
② 確保方策	特定教育・ 保育施設	0人	60人	25人	5人	0人	60人	25人	5人	0人	60人	25人	5人
	確認を受け ない幼稚園	130人				130人				130人			
	認可外保育所	0人	48人	12人	0人	0人	48人	12人	0人	0人	48人	12人	0人
②－①		112人	55人	22人	▲1人	113人	57人	22人	▲1人	114人	59人	22人	0人

区 分		平成30年度				平成31年度			
		1号	2号	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	1号	2号	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)
①量の見込み (必要利用定員総数)		16人	49人	14人	4人	15人	46人	14人	4人
② 確保方策	特定教育・ 保育施設	0人	60人	25人	5人	30人	60人	20人	10人
	確認を受け ない幼稚園	130人							
	認可外保育所	0人	48人	12人	0人	0人	48人	12人	0人
②－①		114人	59人	23人	1人	15人	62人	18人	6人

【札幌区域】

私立幼稚園 1 か所、認可保育所 4 か所（うち私立 1 か所）、認可外保育所が 4 か所（うち私立一般 1 か所、事業所内保育所 1 か所）あります。私立幼稚園は、新制度への移行について検討していきます。

区 分		平成27年度				平成28年度				平成29年度			
		1号	2号	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	1号	2号	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	1号	2号	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)
①量の見込み (必要利用定員総数)		119人	238人	124人	14人	115人	229人	120人	14人	110人	221人	118人	14人
② 確保対策	特定教育・ 保育施設	0人	280人	115人	25人	0人	280人	115人	25人	0人	280人	115人	25人
	確認を受けない幼稚園	210人				210人				210人			
	認可外保育所	0人	62人	20人	3人	0人	62人	20人	3人	0人	62人	20人	3人
②－①		91人	104人	11人	14人	95人	113人	15人	14人	100人	121人	17人	14人

区 分		平成30年度				平成31年度			
		1号	2号	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	1号	2号	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)
①量の見込み (必要利用定員総数)		108人	218人	116人	14人	104人	212人	113人	13人
② 確保対策	特定教育・ 保育施設	0人	280人	115人	25人	0人	280人	115人	25人
	確認を受けない幼稚園	210人				210人			
	認可外保育所	0人	62人	20人	3人	0人	62人	20人	3人
②－①		102人	124人	19人	14人	106人	130人	22人	15人

【忠類区域】

認可外保育所を 2 か所設置しています。認可外保育所は当面の間継続し、新制度を含め、あり方について検討していきます。

区 分		平成27年度				平成28年度				平成29年度			
		1号	2号	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	1号	2号	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	1号	2号	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)
①量の見込み (必要利用定員総数)		5人	28人	15人	3人	5人	26人	15人	3人	5人	26人	15人	3人
② 確保対策	認可外保育所	0人	64人	18人	0人	0人	64人	18人	0人	0人	64人	18人	0人
②－①		▲5人	36人	3人	▲3人	▲5人	38人	3人	▲3人	▲5人	38人	3人	▲3人

区 分		平成30年度				平成31年度			
		1号	2号	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	1号	2号	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)
①量の見込み (必要利用定員総数)		5人	26人	14人	3人	5人	25人	14人	3人
② 確保対策	認可外保育所	0人	64人	18人	0人	0人	64人	18人	0人
②－①		▲5人	38人	4人	▲3人	▲5人	39人	4人	▲3人

2 幼児期の学校教育・保育の一体的提供

少子化や核家族化の進行などに加え、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。

このような状況に対応するため、安心して子どもを預けることができる認定こども園により、幼児期の学校教育・保育の一体的提供を図るなど、教育・保育環境の整備を進めます。

No01	認定こども園整備事業	こども課・保健福祉課・学校教育課
事業内容	就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、既存の幼稚園や保育所からの移行や新たな設置について支援します。 幕別区域における町立幼稚園と町立認可保育所を、平成31年に町立の幼保連携型認定こども園に移行します。	

3 幼児期の学校教育・保育の充実

核家族化や女性の社会進出が進む中、利用者の生活実態及び意向を踏まえた保育サービスの展開や情報提供、サービスの質の向上が求められていることから、今後も幼稚園や保育所等において、施設整備や保育サービスの充実に努めます。

No02	保育環境整備事業	こども課・保健福祉課
事業内容	老朽化した保育所の計画的な施設整備に努めるとともに、保育所の待機児童の解消や必要な保育サービスの充実に努めます。	

No03	異年齢保育の実施（わかば幼稚園）	学校教育課（生涯学習中期計画）
事業内容	同一年齢の園児との触れあい以上に「人と関わる力」を育むことができるように、4歳から6歳までの園児が同じ集団（幼稚園）の中で生活し教育を受ける「異年齢保育」を行います。	

No04	預かり保育の実施	学校教育課（生涯学習中期計画）
事業内容	女性の社会進出の拡大などにより、幼稚園の教育時間終了後、引き続き保育を希望する保護者が増えていることに対応するため、平日の保育時間終了後に預かり保育を行います。	

No05	満3歳児保育の実施（わかば幼稚園）	学校教育課（生涯学習中期計画）
事業内容	3歳児に達した乳児が4月の入園を待たずに年度途中から入園し集団での教育を受けることにより、社会性を醸成するなど、成長著しい3歳児の自立助長を図ります。	

No06	幼児教育支援事業	学校教育課
事業内容	幼稚園教育の振興に資することを目的に、私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し、経済的負担の軽減と公立幼稚園との格差是正を図るため、入園料や保育料の補助を行います。	

4 保幼小連携等の取組の推進

幼稚園等施設と小学校との連携を強化しながら双方の質の向上を図り、幼児教育の成果を小学校教育に効果的に取り入れるよう努めます。

No07	幼稚園、保育所、小学校の連携	学校教育課（生涯学習中期計画）
事業内容	交流会の開催などによる幼稚園や保育所、小学校との連携した取り組みを行うことにより、幼児期から小学校への教育活動の円滑な移行を進めるとともに、実態に応じた子どもの発達や学び、生活の連続性のある教育の充実を図ります。	

第3節 基本目標2「地域における子ども・子育て事業の推進」

幕別町における地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）を次のとおり推進します。

1 子育て支援事業の量の見込みと確保方策

No08 延長保育事業		こども課・保健福祉課			
事業内容	保護者の就労時間の多様化に対応するため、保育所の開所時間を超える入所児童の保育については、ニーズにあわせ、保育時間の拡大に取組みます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	52 人	50 人	49 人	48 人	46 人
②確保の内容	510 人	510 人	510 人	510 人	510 人
②－①	458 人	460 人	461 人	462 人	464 人
＜確保方策＞					
就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、認可保育所において通常保育を延長した保育を行います。					

No09 放課後児童健全育成事業		こども課・保健福祉課			
事業内容	就労等のため、保護者が昼間家庭にいない小学生の健全育成に取り組みます。 また、施設の拡大や必要なサービスの充実に努めます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み 【低学年】	291 人	280 人	267 人	256 人	245 人
②量の見込み 【高学年】	90 人	87 人	83 人	80 人	76 人
③確保の内容	434 人	434 人	434 人	434 人	434 人
③－（②＋①）	53 人	67 人	84 人	98 人	113 人
＜確保方策＞ 共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室を推進するよう努めます。その際、小学校の余裕教室等を活用し、これらの事業を可能な限り一体的に実施できるよう検討します。 また、これらの事業の実施に当たって、主管課であるこども課と教育委員会が連携を図り、放課後子供教室や放課後児童クラブ関係者、行政関係者、学校関係者、PTA関係者、地域住民等で構成する「運営委員会」の設置についても検討します。					

No10 子育て短期支援事業（ショートステイ）		こども課・保健福祉課			
事業内容	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等の居場所の確保に努めます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日
②確保方策	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
＜確保方策＞ 児童の養育が一時的に困難な場合に帯広市内の児童養護施設において児童を預かれるよう、居場所の確保に努めます。					

（人日：年あたりの延べ人数）

No11 地域子育て支援拠点事業		こども課・保健福祉課			
事業内容	子育て支援センターにおいて、家庭内で保育している親子を対象に育児不安等の相談指導や遊びの指導を行うとともに、保育所の機能を活用するなど保護者や乳幼児の交流の促進に取組みます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	198 人回	190 人回	187 人回	184 人回	178 人回
確保方策	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
＜確保方策＞ 町内 2 か所の子育て支援センター及び 2 分室において、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、子どもの健やかな育ちを支援します。					

（人回：月あたりの延べ人数）

No12 一時預かり事業 幼稚園における在園児を対象とした預かり保育		こども課・保健福祉課				
事業内容		教育時間以外の時間において、在園児を幼稚園において保育することにより、 幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援します。				
＜量の見込みと確保の内容＞						
区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量 の 見 込 み	1号認定による利用	1,296 人日	1,248 人日	1,212 人日	1,185 人日	1,146 人日
	2号認定による利用	6,709 人日	6,460 人日	6,272 人日	6,134 人日	5,933 人日
②確保の内容 一時預かり事業		7,100 人日	7,100 人日	7,100 人日	7,100 人日	7,100 人日
②－①		▲905 人日	▲608 人日	▲384 人日	▲219 人日	21 人日
＜確保方策＞ 町内2か所の幼稚園において、保護者の就労や、傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に保育所などで保育を行います。						

(人日：年あたりの延べ人数)

No13 一時預かり事業		こども課・保健福祉課				
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外						
事業内容		保護者の病院への通院、リフレッシュ等のため、認可保育所に通所していない乳幼児を一時的に預かる事業に取組みます。				
＜量の見込みと確保の内容＞						
区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		4,558 人日	4,380 人日	4,279 人日	4,198 人日	4,076 人日
②確保の内容 一時預かり事業 (幼稚園を除く)		7,200 人日	7,200 人日	7,200 人日	7,200 人日	7,200 人日
②－①		2,642 人日	2,820 人日	2,921 人日	3,002 人日	3,124 人日
＜確保方策＞						
町内2か所の子育て支援センター及び1分室において、保護者の就労や、傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に保育所などで保育を行います。						

(人日：年あたりの延べ人数)

No14 病後児保育事業		こども課・保健福祉課			
事業内容	病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭での保育を行うことが困難な認可保育所の入所児童を保育所等の専用スペースで一時的に保育する事業に新たに取組みます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	918 人日	882 人日	862 人日	845 人日	821 人日
②確保の内容 病後児保育事業	1,248 人日	1,248 人日	1,248 人日	1,248 人日	1,248 人日
②－①	330 人日	366 人日	386 人日	403 人日	427 人日
＜確保方策＞					
認可保育所に通っている児童が病気回復期のため、集団生活が困難な場合に、札内青葉保育所において一時的に保育を実施します。					
なお、病児期における保育は実施しません。					

(人日：年あたりの延べ人数)

No15 子育て援助活動支援事業		こども課・保健福祉課			
事業内容	保育所や学校、ファミリーサポートセンター等と子育て家庭をつなぐ子育て支援機能の多様化を図るとともに機能の充実に取り組みます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
【ファミリー・サポート・センター/低学年】					
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	54 人日	52 人日	50 人日	47 人日	46 人日
②確保の内容	0 人日	615 人日	615 人日	615 人日	615 人日
②－①	▲54 人日	563 人日	565 人日	568 人日	569 人日
【ファミリー・サポート・センター/高学年】					
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	97 人日	92 人日	89 人日	85 人日	81 人日
②確保の内容	0 人日	615 人日	615 人日	615 人日	615 人日
②－①	▲97 人日	523 人日	526 人日	530 人日	534 人日
＜確保方策＞					
保育所への送迎や、保育開始・終了時間の前後の預かり等を希望する方（利用会員）の子どもを、援助を行う方（提供会員）が預かる等、地域住民が相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業により子育て援助活動の充実に図ります。					

(人日：年あたりの延べ人数)

No16 妊婦に対する健康診査		保健課			
事業内容	妊婦の健診を通して、異常の早期発見、早期治療、早期療養を促し、母子の健康確保に取り組めます。また、母子保健の向上を目的として経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診料の一部助成に取り組めます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	180 人 健診回数 ： 3,600 回	180 人 健診回数 ： 3,600 回	180 人 健診回数 ： 3,600 回	180 人 健診回数 ： 3,600 回	180 人 健診回数 ： 3,600 回
確保の内容	実施場所：医療機関又は助産所 検査項目：妊婦一般健康診査：14回（血液検査・子宮頸がん検診・性器クラミジア検査・B型溶血性レンサ球菌検査）、超音波検査：6回				
＜確保方策＞ 妊婦健診費用の助成により、経済的負担の軽減並びに、必要性を理解した適切な受診につながるよう努めます。					

No17 乳児家庭全戸訪問事業		保健課			
事業内容	乳児の健康状態を確認するとともに、育児不安を軽減し、健全に家庭生活を送ることができるよう、必要な保健指導等に取り組めます。また、経過観察等が必要な家庭に対し、適正な時期の保健指導等に努めます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	141 人	135 人	133 人	131 人	127 人
確保の内容	実施体制:1人 実施機関：町	実施体制:1人 実施機関：町	実施体制:1人 実施機関：町	実施体制:1人 実施機関：町	実施体制:1人 実施機関：町
＜確保方策＞ 生後の家庭訪問指導を全件実施するとともに、必要に応じ妊婦や乳幼児への家庭訪問を実施しています。妊娠期から出産後への継続支援に努めます。					

No18 養育支援訪問事業、その他要保護児童等の支援に資する事業		保健課・こども課			
事業内容	経過観察あるいは支援等が必要な家庭に対し、適正な時期の保健指導等に努め、家庭での安定した児童の養育の支援に努めます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人
確保の内容	実施体制：6人 実施機関：町	実施体制：6人 実施機関：町	実施体制：6人 実施機関：町	実施体制：6人 実施機関：町	実施体制：6人 実施機関：町
＜確保方策＞					
経過観察等が必要な家庭に対しは、親子支援システム等の情報も活用し、必要に応じ家族を含めた保健指導を実施している。適正な時期の保健指導等に努めます。					

No19 利用者支援事業		こども課・保健福祉課			
事業内容	子育てに関する各般の問題に対し、相談や助言を行い、関係機関と連携しながら、育児不安等の解消に努めます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
②確保の内容	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
②－①	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
＜確保方策＞					
子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、専門知識を有する職員を配置し、子育て支援センター等の身近な場所で相談を受け付けるなど利用者支援を図ります。					

No20 実費徴収に係る補足給付を行う事業						こども課・保健福祉課
事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成します。					

No21 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業						こども課・保健福祉課
事業内容	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。					

2 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対し、きめ細かな質の高いサービスを効果的・効率的に提供するため、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、利用者への情報提供に努めるとともに、多くの町民が子育てへの関心や理解を高め、地域社会が子育て家庭を支えることができるよう意識啓発に努めます。

No22 子育てサークル育成支援事業 こども課・保健課・保健福祉課	
事業内容	乳幼児やその保護者が相互の交流を行う団体を育成し、育児に対する助言や遊びの指導を行うなど、団体の自立した活動の支援を進めます。

No23 子育て支援サービスネットワーク形成事業 こども課・保健課・保健福祉課	
事業内容	子育て支援に関係する機関や子育てサークル等との連携を強化し組織化することで、子育て支援サービスの質の向上を図ります。

No24 子育て支援情報提供事業 こども課・保健福祉課	
事業内容	地域における子育て支援に関する情報を一元的に把握し、町の広報紙やホームページ等を活用するなど子育て家庭への情報の提供等に取り組めます。 また、地域全体が協力し支えあえるよう、子育てに関する意識啓発を行います。

No25 子育てボランティアの推進 こども課・保健福祉課	
事業内容	子育てボランティアと連携し、子どもの見守りや育児相談支援に取り組めます。

3 児童の健全育成

子どもは、遊びを通じて仲間関係の形成や社会性を学んでいくことから、地域社会の中で自由に遊び、学習や様々な体験活動を行うことができる安全・安心な放課後対策や週末の居場所づくりに努めます。

No26 児童館の活用事業 こども課・保健福祉課	
事業内容	子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、児童館の有効活用を検討します。

No27 子ども会の取組みの活用事業 生涯学習課	
事業内容	子ども会の地域活動を支援し、指導者の育成や活動を通じて、小学生の健全育成に取り組めます。

No28 民生委員・児童委員活動事業 福祉課	
事業内容	地域における身近な相談者として、子どもの健全育成に取り組めます。 また、関係機関と連携の上、児童虐待の早期発見や予防に努めます。

第4節 基本目標3「親子の健康の確保と育成支援」

1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に保育や子育てサービスを利用できるように、休業中の保護者に対して情報提供を行うなど、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。

また、育児休業期間満了時からの保育を希望する保護者が、質の高い保育を利用できるような環境を整えます。

No29 利用者支援事業		こども課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No19】 子育てに関する各般の問題に対し、相談や助言を行い、関係機関と連携しながら、育児不安等の解消に努めます。	

No30 子育て支援情報提供事業		こども課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No24】 地域における子育て支援に関する情報を一元的に把握し、町の広報紙やホームページ等を活用するなど子育て家庭への情報の提供等に取り組めます。 また、地域全体が協力し支えあえるよう、子育てに関する意識啓発を行います。	

2 子どもや母親の健康の確保

晩婚化や若年出産の増加など、妊娠や出産を取り巻く環境が大きく変化している中、核家族化の進展などにより、子育ての孤立化や育児不安がますます深刻化しています。

このため、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じ、母子の健康を確保することを目的に、乳幼児健診、家庭訪問、両親学級等の保健指導の充実に努めます。

また、保護者の育児不安の解消等を図るため、家庭訪問や乳幼児健診の場を活用した相談・指導を実施し、児童虐待の発生予防の観点も含め、妊娠期からの継続した支援を行います。

No31 健康診査事業		保健課・保健福祉課
事業内容	【No16 及び 17 関連】 妊婦や乳幼児の健診を通して、異常の早期発見、早期治療、早期療養を促すとともに、各種相談指導を通して、母子の健康確保及び適切な育児支援に取り組めます。 また、母子保健の向上を目的として経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診料の一部助成に取り組めます。	

No32 健康教育事業		保健課・保健福祉課
事業内容	離乳食実習や調理実習、親子遊び、講演等を通して、子どもの健全な発育・発達を支援し、参加者同士の情報交換や仲間づくり、育児不安の軽減等に取り組めます。	

No33 妊婦等への出産準備教育（パパママ教室）		保健課・保健福祉課
事業内容	妊婦等の妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、妊婦同士の交流、情報交換の場を提供します。 また、先輩ママとの交流を通じた育児不安の軽減等に努めます。	

No34 家庭訪問事業		保健課・保健福祉課
事業内容	妊産婦や乳幼児の健康状態を確認するとともに、育児不安を軽減し、健全に家庭生活を送ることができるよう、必要な保健指導等に取り組めます。 また、経過観察等が必要な家庭に対し、適正な時期の保健指導等に取り組めます。	

No35 予防接種事業		保健課・保健福祉課
事業内容	子どもの定期予防接種に関する正しい知識の普及や個別の接種計画の助言、指導等、疾病予防に取り組めます。 また、任意の予防接種に関し、適切な情報提供に努めます。	

No36 母子健康相談事業		保健課・保健福祉課
事業内容	母親の妊娠、出産、育児に伴う不安を軽減し、子どもの健全な発育・発達を支援するよう、母子の健康相談に取り組めます。	

No37 母子健康手帳交付事業		保健課・保健福祉課
事業内容	妊娠の届出の際に、母子健康手帳の交付を行うとともに、生活状況や家族関係の把握をするなど、母親が健康で安心して妊娠期を過ごし、出産に臨めるよう、保健指導、相談に取り組めます。	

No38 歯科保健事業		保健課・保健福祉課
事業内容	歯科医師との連携を強化し、歯科検診を受けられる体制を維持するとともに、歯科保健の重要性を意識づける教育・相談事業に取り組めます。 また、乳幼児健診（1歳6カ月児及び3歳児）時に、虫歯予防に効果的なフッ素塗布（無料）を実施します。	

3 食育の推進

健康な生活を送るためには食生活は重要であり、特に成長期にある子どもにとっては、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた人との触れ合いは、心と身体の成長に大きな役割を果たしています。

このため、保育所、学校等と連携の上、保護者を対象に食の指導や食に関する情報の提供に努めます。

No39	食に関する学習機会や情報提供事業	保健課・保健福祉課・給食センター
事業内容	妊産婦をはじめ、子どもの成長段階に応じた食に関する正しい知識と望ましい食習慣などに関する学習機会や情報の提供に取り組めます。	

4 思春期保健対策の充実

10代の人口妊娠中絶、性感染症罹患率の増大や喫煙、飲酒、薬物乱用の問題が顕在化しています。

このため、学校において、性教育、喫煙防止教育等を実施するとともに、さらに医療機関や保健機関と連携の上、正しい知識の普及・啓発に努めます。

No40	思春期保健対策事業	保健課・保健福祉課・学校教育課
事業内容	性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、喫煙・薬物等に関する教育、相談体制や情報の提供等に取り組めます。	

5 小児保健医療の充実

安心して子どもを産み、子どもが健康に育つ環境をつくるためには、健診をはじめとした小児保健医療等への支援が重要となります。

このため、医療機関等との連携の上、小児保健医療体制の充実を図るとともに、情報提供に努めます。

No41	小児保健医療の充実・確保	保健課・町民課・保健福祉課
事業内容	小児保健医療の充実・確保は安心して子どもを生み育てる基盤となることから、医療機関等との連携や情報の提供等に取り組めます。	

No42	子ども医療費助成事業	町民課
事業内容	児童養育家庭等の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児の医療費の一部助成に取り組むとともに、国、道等の動向を踏まえ、効果的な支援を検討します。	

6 次代の親の育成

少子化や近隣住民同士の交流の希薄化が進み、異年齢の子どもとふれあう機会が減っており、実体験を通じた中で、母性や父性を身に付けることが困難になっています。

このため、将来親になる子どもたちに、乳幼児とふれあう機会を提供するなど、次代の親の育成に努めます。

No43 子育てに関する男女参画の啓発		こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義に関する啓発や情報提供に取組みます。	

No44 乳幼児ふれあい体験事業		こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	子どもを生み育てることの意義、子どもや家庭の大切さが理解できるよう、保健、福祉、教育分野が連携し、中高生を対象に乳幼児とのふれあいの機会を提供します。	

第5節 基本目標4「支援を必要とする子どもへの取組みの推進」

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待等をはじめとした子どもにかかわる様々な問題は、子どもの権利を侵害し、子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼすものであり、予防・早期発見・早期対応が求められています。

このため、すべての子どもの健やかな成長を保障するとともに、支援を必要とする家庭の自立に向け、福祉・保健・教育・警察や地域等の関係機関が連携・協力した総合的な支援に努めます。

No45 子どもの権利の普及・啓発		こども課・保健福祉課
事業内容	子どもの権利を尊重し、子ども一人ひとりを守り育てるため、「幕別町子どもの権利に関する条例」の普及・啓発に継続して取組みます。	

No46 児童虐待予防事業		こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	乳幼児健診時等に、母親と育児相談等を行う中で子育て等に対する不安を軽減し、虐待の予防や防止に取組みます。	

No47 要保護児童対策地域協議会		こども課・保健福祉課
事業内容	町、保育所、幼稚園、学校、児童相談所、民生委員、医師等で構成する要保護児童対策地域協議会を開催するなど、関係機関が連携して、児童虐待の予防や早期発見、早期対応、再発防止に取組みます。 また、要保護児童に関する専門的な研修の機会を活用するなど適切な対応に努めます。	

No48	民生委員・児童委員活動事業	福祉課
事業内容	(再掲 No28) 地域における身近な相談者として、子どもの健全育成に取り組めます。 また、関係機関と連携の上、児童虐待の早期発見や予防に努めます。	

2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭等のひとり親家庭は、子育てを行う上で、経済的・社会的に不安定な状態にある場合が多く、総合的な対策を適切に実施することが求められています。

このため、ひとり親家庭の子どもの健全な育成を目的に、相談体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めます。

No49	母子家庭等支援体制の充実	こども課・保健福祉課
事業内容	母子寡婦家庭の相談、児童扶養手当や母子寡婦福祉資金等の社会的自立に必要な情報の提供に取り組めます。 また、保育所の入所など生活実態に応じた支援に努めます。	

No50	ひとり親家庭等医療費助成制度	町民課
事業内容	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費の一部助成に取り組むとともに、国、道等の動向を踏まえ、効果的な支援を検討します。	

3 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病や事故の予防及びその早期発見を図るため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査や保健指導に継続して取り組みます。

また、障がい等が確認された子ども及びその保護者に対して、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行い、不安の解消等に努めます。

No51	障がい児保育事業	こども課・保健福祉課
事業内容	障がい児が、保護者の就労等のため、保育に欠ける場合においても、安心して保育を受けられる環境づくりに取り組みます。 また、発達障がいを含む障がい児に対する保育についての研究・研修の実施や適切に支援するための保育士の配置など体制整備に努めます。	

No52	健康診査事業	保健課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No31】 妊婦や乳幼児の健診を通して、異常の早期発見、早期治療、早期療養を促すとともに、各種相談指導を通して、母子の健康確保及び適切な育児支援に取り組めます。 また、母子保健の向上を目的として経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診料の一部助成に取り組めます。	

No53	心身障がい児通所交通費助成制度	福祉課
事業内容	心身に障がいをする子どもの機能回復訓練や治療等を目的とした施設への通所に要する交通費の一部助成に取組みます。	

No54	身体障がい児補装具給付事業	福祉課
事業内容	障がい児を養育する家庭等の経済的負担の軽減を図るため、身体障がい者手帳の交付を受けている子どもに対し、必要な補装具の購入や修理に要する費用の一部支給に取組みます。	

No55	地域生活支援事業	福祉課
事業内容	障がいをする子どもが、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、活動の場を提供し、日常的な訓練を行うなどの支援に取組みます。	

No56	発達支援センター	福祉課
事業内容	障害児及び発達に支援の必要な児童に対し、専門的な相談、指導、療育等を行い、その心身の発達を総合的に支援するため、障がい等の早期発見、児童とその保護者に対する指導等に取り組めます。 また、幼稚園や保育所、学校など関係機関との連携を図り、集団生活における指導の対応や相談に応じるなど充実した事業に努めます。	

No57	言語通級指導教室	学校教育課
事業内容	通常の学級に所属しながら、ことばの発達に遅れが認められる等の小学生の心身の健全な発達を支援するため、札内南小学校に言語通級指導教室を開設し、個別の指導により、障がい等の改善・克服を図ります。	

No58	個別支援計画の作成	福祉課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	障がいや発育・発達の遅れのある子に合わせた適切かつ継続的な支援を提供するため、乳幼児期から成人期までのライフステージに関わる機関が個別支援計画を作成します。	

No59	自立支援協議会こども発達部会の設置	福祉課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	乳幼児期から成人期までのライフステージに携わる保健・医療・福祉・教育・就労の関係者で、発達支援に関する課題やその解決方法を検討していき、連携を図ります。	

4 障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見ならびに治療の推進

障がいの原因となる疾病を早期に発見し、事故に対しても適切な対応がとれる体制づくりや正しい知識等の普及啓発に努めます。

また、地域において保健医療サービスを安心して受けられる体制づくりに努めます。

No60	健康相談の充実	福祉課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	身近なところで効果的な健康相談が受けられるよう、相談機会の拡充と内容の充実を図り、心身の健康についての正しい知識を普及するとともに、疾病の予防・早期発見、健康の保持・増進に努めます。	

No61	保育所・幼稚園等巡回発達相談	福祉課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	集団生活場面における発達の遅れの「気づき」を促し、早期に相談に繋がるよう支援していきます。	

5 発達障がいのある子どもへの、一人一人の希望に応じた適切な教育上必要な支援

発達障がいのある子どもやその家族のニーズに応じた一貫した支援を行える体制の充実に努めます。

No62	特別支援教育の推進	福祉課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	障がいや発達の遅れのある子のもつ能力や特性を最大限に伸ばし、それぞれの障がい及び教育的ニーズに応じた適切な教育環境の整備と支援体制を構築します。	

No63	放課後等デイサービスの充実	福祉課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期期間中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所を確保します。	

No64	特別支援教育支援員	学校教育課
事業内容	町立幼稚園に在籍する発達障がいを含む障がいのある子どもたちを適切に支援するため、特別支援教育支援員を配置し、幼稚園における日常生活上の介助や学習支援など子どもの集団生活の支援に取り組めます。	

第6節 基本目標5「職業生活と家庭生活との両立の推進」

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

特に子育て期において、男女ともに充実した生活を送るためには、仕事と家庭の時間のバランスが大切であり、多様な働き方を選択できるようにするとともに、働き方を見直す必要があります。

このため、国や道、関係団体、地域住民と連携を図りながら、啓発や情報の提供に努めます。

No65	ゆとり時間推進啓発事業	商工観光課
事業内容	仕事と生活の調和の実現に向けた理解や合意形成を促進するため、啓発や情報の提供に取組みます。	

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

女性の社会進出の増加や就労形態の多様化により、仕事と家庭の両立のための支援対策の充実が求められていることから、ニーズに応じた保育サービス等の充実に努めます。

No66	企業と連携した子育て支援の推進	こども課・商工観光課
事業内容	幕別町商工会や事業所との連携により、子育て支援の充実に努めます。	

No67	仕事と子育ての両立支援事業	こども課・保健福祉課
事業内容	保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実など、多様な働き方に対応した体制の整備、情報の提供に取組みます。	

資料 1

○幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例

(平成21年 3 月25日 条例第10号)

(設置)

第1条 幕別町における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、幕別町次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画の策定に関すること。
- (2) 前号に規定する計画の推進に関すること。
- (3) 子どもの権利に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、次世代育成支援対策の推進のために必要なこと。

(組織)

第3条 地域協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子育て支援関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保健福祉関係者
- (5) 商工団体に属する者
- (6) 公募による者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 地域協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 地域協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 地域協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 地域協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 地域協議会の庶務は、民生部こども課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月13日 条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例第3条第1項の規定により新たに委嘱される委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成27年7月2日までとする。

資料 2

幕別町次世代育成支援対策地域協議会委員（敬称略）

役職	氏 名	所属・役職等	備考
会長	千葉 智子	町商工会女性部員・すきやき隊隊員	
副会長	牛尾 義美	前幕別町 P T A 連合会会長	
委員	荒木 彰子	元おひさまクラブ代表	
同	今泉 みか	町保健福祉課保健予防係	
同	齊藤 彰彦	幕別町主任児童委員	
同	佐藤 徳之	前忠類中学校 P T A 副会長	
同	下川 暢宏	民生委員/忠類保育所運営委員	
同	杉山 ユリ子	すきやき隊隊長	
同	西出 伴良宏	幕別町校長会(会長/幕別中学校長)	
同	堀 浩子	公募	
同	嶽山 信行	公募	
同	牧田 博恵	幕別町立札内北保育所	
同	森 徹	忠類保育所保護者会会長	
同	安田 正司	十勝竜谷学園幕別幼稚園園長	

資料 3

幕別町子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール

年度	月 日	内 容
平成 25年度	平成25年10月18日(火)	第2回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 ○時間：午後7時03分～午後8時28分 ○場所：幕別町保健福祉センター多目的ホール ○内容 ・子ども・子育て支援新制度について ・次世代育成支援行動計画及び次世代育成支援対策地域協議会について ・幕別町子どもの権利に関する条例について ・今後のスケジュールについて
	平成25年11月27日(火)	第3回次世代育成支援対策地域協議会 ○時間：午後6時32分～午後8時04分 ○場所：幕別町保健福祉センター多目的ホール ○内容 ・子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望に関するアンケート調査について ・次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況及び評価について
	平成26年1月8日 ～ 平成26年1月29日	子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査の実施
	平成26年2月26日(水)	第4回次世代育成支援対策地域協議会 ○時間：午後6時30分～午後8時18分 ○場所：幕別町保健福祉センター多目的ホール ○内容 ・子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望に関するアンケート調査結果について
	平成26年3月26日(水)	第5回次世代育成支援対策地域協議会 ○時間：午後6時30分～午後7時42分 ○場所：幕別町保健福祉センター多目的ホール ○内容 ・子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について

年度	月 日	内 容
平成 26年度	平成26年 5 月29日（木）	第 1 回次世代育成支援対策地域協議会 ○時間：午後 6 時30分～午後 7 時50分 ○場所：幕別町保健福祉センター多目的ホール ○内容 ・幕別町子ども・子育て支援事業計画の構成及び骨子（案）について ・事業計画における量の見込み（地域別）について ・今後のスケジュールについて
	平成26年 7 月10日（木）	第 2 回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 ○時間：午後 6 時30分～午後 8 時37分 ○場所：幕別町保健福祉センター多目的ホール ○内容 ・幕別町子ども・子育て支援事業計画の素案について ・事業計画における量の見込み（地域別）と確保対策について ・子ども・子育て支援に関する各種事業の条例等で定める基準について
	平成26年 8 月19日（火）	第 3 回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 ○時間：午後 6 時35分～午後 7 時33分 ○場所：幕別町保健福祉センター多目的ホール ○内容 ・幕別町子ども・子育て支援事業計画の素案について ・事業計画における量の見込み（地域別）と確保対策について ・子ども・子育て支援に関する各種事業の条例等で定める基準について
	平成26年10月 2 日（木）	第 4 回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 ○時間：午後 6 時28分～午後 7 時37分 ○場所：幕別町保健福祉センター多目的ホール ○内容 ・子ども・子育て支援新制度における利用者負担について
	平成26年10月30日（木）	第 5 回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 ○時間：午後 6 時30分～午後 7 時30分 ○場所：幕別町保健福祉センター多目的ホール ○内容 ・新制度における利用者負担について ・新制度に関する説明会・パブリックコメントの実施について

※以降、本計画に係わる協議内容について開催日ごとに記載。